

雇児保発 0703 第 1 号
障 障 発 0703 第 1 号
平成 24 年 7 月 3 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

保育所に入所している障害のある児童が障害児通所支援を受ける
場合の取扱いについて

児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、平成 24 年 4 月 1 日より下記のとおり取り扱うこととしたので、十分ご留意の上、遺漏のないようにされたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて」（平成 10 年 11 月 30 日付児保第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・児童家庭局保育課長連名通知）は廃止するが、平成 23 年度以前の取扱いについては、従前の例によるものとする。

また、各都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を除く。）に周知徹底を図るようご配慮願いたい。

記

1. 保育所入所児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

保育所入所児童であって、当該児童が障害を有しているため、障害児支援利用計画及び個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）に基づき、障害児通所支援を受ける必要がある場合には、保育所に入所していることが障害児通所支援を受けることを妨げるものではないこと。

なお、この場合にあつては、保育所と障害児通所支援事業所において、障

害の状況等に合わせた一貫した支援を提供すること等が重要であることから、保育所の保育内容を踏まえた障害児支援利用計画等にするとともに、保育所と障害児通所支援事業所の担当者間で十分連携して取り組むなど、児童にとって効果的なものになるよう配慮すること。

(注1) 障害児通所支援とは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）による改正後の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。

なお、平成 24 年 4 月 1 日から改正児童福祉法が施行されたことに伴い、整備法第 4 条による改正前の児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する知的障害児通園施設、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 17 号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「旧基準」という。）第 60 条第 2 項第 1 号に規定する難聴幼児通園施設、旧基準第 68 条第 2 号に規定する肢体不自由児通園施設及び整備法第 2 条による改正前の障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスが、障害児通所支援に一元化された。

(注2) 障害児支援利用計画とは、改正児童福祉法第 6 条の 2 第 7 項に基づき、障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する障害児に対し、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、利用する支援の種類や内容等を定めた計画をいう。

(注3) 個別支援計画とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 27 条及び第 64 条で準用する場合並びに第 79 条で準用する場合の規定に基づき、児童発達支援管理責任者が障害児通所支援を利用する障害児に対し、本人及びその家族のニーズ等を反映させて支援の内容等を定めた計画をいう。

2. 費用の支弁等について

(1) 保育所運営費の支弁

保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知、以下「保育所運営費交付要綱」という。）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5 厚生省児童家庭局長通知）により月額を支弁する。

(2) 障害児通所支援に係る給付費の支給

障害児通所支援に係る給付費については、契約による利用となることから、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」別表の障害児通所給付費等単位数表により算

定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通所支援事業所に支払う3の(2)に規定する額を控除して得た額とする。

3. 費用の徴収について

(1) 保育所運営費の費用徴収

保育所運営費の国庫精算上の費用徴収については、保育所運営費交付要綱の第4で定める「保育所徴収金（保育料）基準額表」により、月額を徴収する。

(2) 障害児通所支援に係る費用負担

障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則改正児童福祉法第21条の5の2及び第21条の5の28に基づき障害児通所支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通所支援事業所に支払うこと。